

南丹市地域自立支援協議会
議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和4年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和4年8月2日（火）
2. 開催年月日 令和4年8月2日（火）午後2時～3時30分
3. 開催場所 南丹市役所 3階301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 13名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長	○	
副会長	中井 和夫	南丹市身体障害者福祉会副会長	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部専任講師	○	
委員	原田 朱美	南丹市民生児童委員協議会幹事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	坂井 隆雄	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	○	
委員	高向 一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	中村 拳	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 放課後等デイサービス ひまわりくらぶ 児童発達支援管理責任者	×	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	勝山 貴至	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	荒樋 修生	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	×	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター長	○	
委員	後藤昌則	京都府立丹波支援学校長	○	
委員	山内 晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	×	
委員	保城 幹雄	京都府南丹保健所福祉所長	×	
委員	高橋 正明	花ノ木医療福祉センター 地域支援課相談係相談支援専門員	×	
委員	青山 直子	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		13名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会</p>	<p>本日は大変お忙しい中、また大変お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、初めに委嘱状の交付をさせていただきます。本日は委員の皆様を代表して、中井和夫委員に委嘱状を交付させていただきたいと思っております。委嘱状交付につきましては、本来は西村市長より交付させていただくべき所ですが、本日は他の公務がありまして出席することが出来ませんので、福祉保健部の矢田部長より交付させていただきます。中井委員は前の方へお願いいたします。</p>
	<p>(矢田部長より中井委員に委嘱状交付)</p>
<p>司会</p>	<p>他の委員の皆様には大変失礼ではございますが、机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>なお、本協議会につきましては南丹市地域自立支援協議会条例に基づいて設置するものとなっております。委員の皆様には、令和6年3月31日までの間、大変お世話になりますどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではここで矢田部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>部長</p>	<p>失礼いたします。皆様日頃は大変お世話になりましてありがとうございます。福祉保健部長の矢田でございます。本日、市長が他の公務がございまして、市長から挨拶を預かっております。後ほど読み上げようと思っております。</p> <p>南丹市のワクチン接種を福祉保健部で担当しておりまして、先週7月30日から、3回目のワクチン接種から5ヶ月が経過した後の4回目という事で、土日に4回目を想定した集団接種を始めました。これから美山・日吉・八木の会場も、高齢者の中でも年齢の高い方が対象になりますので、同様に4会場で行うように想定しております。当初の予定では4回目の集団接種として募集したのですが、実際に土日に来られた方は780人ほどでした。その内、4回目接種の方は81.6%、3回目接種の方は17.8%、1回目3人、2回目2人という事で、南丹市の中でも陽性になる方が増えてきたということもありまして、4回目以外の方も接種しに来ていただいたと考えております。日曜日は空き枠がありましたので、当日予約受付を行いましたところ8人の方が当日受けられたいということで予約及び接種をされました。</p> <p>今後も9月末まで、4回目の集団接種を土日に行う予定でおりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは市長の挨拶を読ませていただきます。</p> <p>本日は、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきましたところ、皆様方には、それぞれ大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。</p>

	<p>また、先ほど委嘱状を交付させていただいたところでございますが、皆様方には、本協議会の委員として、障がい者施策の推進に向けた中核的な役割を担っていただくことに、重ねて厚くお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、「障害者総合支援法」では、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合う共生社会を実現すること、さらには、障がいのある方が可能な限り、身近な地域で支援を受けられ、社会参加の機会が確保されること、そして社会生活をする上での障壁の除去に資することなどが基本理念に掲げられております。</p> <p>南丹市といたしましても、本協議会の多大なるご尽力を賜り、平成30年3月に「南丹市障害者計画」、令和3年3月は「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、計画の基本理念である「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市」をめざして、障がい福祉サービスの提供基盤の整備、障がいのある方の活動の場づくりなどに努めております。</p> <p>今年度は、将来の障がい者施策の方向性を示す「南丹市障害者計画、及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定を行うための基礎資料となるアンケート調査を実施し、現状の課題等の分析を行う節目の年となります。</p> <p>皆様方におかれましては、南丹市地域自立支援協議会委員というお立場から、ご意見やご助言を頂きたいと考えております。</p> <p>結びにあたり、南丹市地域自立支援協議会の円滑な運営が図られますよう、皆様方には大変お世話になりますが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただくことを切にお願いいたしまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。</p> <p>代読で失礼しました。</p>
司会	<p>先ほど、委嘱状を交付させていただいたところではございますが、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長 岩内守委員、南丹市身体障害者福祉会副会長 中井和夫委員、佛敎大学社会福祉学部専任講師 孔栄鍾委員、南丹市民生児童委員協議会幹事 原田朱美委員、南丹市社会福祉協議会生活支援部長 新井智仁委員、口丹心身障害児者父母の会連合会 小林義博委員、南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表 坂井隆雄委員、特定非営利活動法人城山共同作業所施設長 高向一統委員、特定非営利活動法人はびねすサポートセンター放課後等デイサービスひまわりくらぶ児童発達支援管理責任者 中村拳委員、社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮施設長 奥村研也委員、ふない聴覚言語障害センター長 勝山貴至委員、京都西陣公共職業安定所園部出張所統括職業指導官 荒樋修生委員、なんたん障害者就業・生活支援センター長 小林仁委員、京都府立丹波支援学校長 後藤昌則委員、京都中部総合医療センター事務局長 山内晴貴委員、京都府南丹保健所福祉課長 保城幹雄委員、花ノ木医療福祉センター地域支援課相談係相談支援専門員 高橋正明委員、障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員 青山直子委員。</p> <p>なお、この協議会の定数は南丹市地域自立支援協議会条例第3条の規定によりまして、18名の方に就任いただいております。本日委員数18名のうち、出席委員数が</p>

	<p>13名、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定によりまして本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局の紹介)</p> <p>続きまして、会長・副会長の選出に移りたいと思います。南丹市地域自立支援協議会条例第5条第1項で、会長、副会長は委員の互選によることとなっております。どのようにさせていただいたらよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>特になければ事務局の方から提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長は岩内守委員、副会長は中井和夫委員にお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
事務局	それでは岩内委員と中井委員は、前の席へ移動をお願いします。
	(会長・副会長着席)
事務局	それでは会長・副会長よりそれぞれご挨拶をお願いいたします。
会長	<p>会長に選出いただきました、京都太陽の園の事務局長をしております、岩内です。</p> <p>実は、平成19年4月から相談支援業務に携わっておりまして、その当時ですが、障害者生活支援センターこひつじが南丹市から委託を受けて、社会福祉課で相談支援業務をさせて頂いていました。当時ですが、平成18年に自立支援法が設立されて相談支援業務がすごく重要視されていた頃で、サービス提供事業所の職員さんからも相談支援の重要性について檄を飛ばされることもありました。自分自身スキルがない中でプレッシャーに苛まれながら仕事をしていたのですが、なかなか自立支援などでいい仕事ができなかったなと思い出しておりました。</p> <p>そんなこともあって、今この場でここに立っているのが少し恥ずかしいというのが率直な気持ちです。</p> <p>南丹市とは別の地域の話ですが、ある地域で公的サービスで対応できない支援を何とか対応してくれないかという相談を最近受けました。このケースは以前からそういう依頼があるにもかかわらず、なかなか携わる人を立てられないとか、障がい者の方を受け入れるなら支援も含めて受け入れ機関が対応すべきというような意見もあって、支援に結びつかないということの後になって知りました。そういうことを聞いている中で必要な支援は何かという見極めと、1つの事業所や1人がその支援に関わるのではなく、共同体として支援が提供できないかを考えましたが、別の地域のことでありますので働きかけはしていません。</p> <p>今後、南丹市でも地域づくりや条例に則った支援の検討や共生社会の実現に向けて、南丹市が良い町と言われるような町づくりに自立支援協議会の運営も繋がったら</p>

	<p>良いなと思っています。皆さんのご協力を賜りたいと思いますので今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
副会長	<p>失礼いたします。今日は来る前にテレビを見ていますと埼玉県の方で最高気温41℃という考えられないような気温が出ておりました。冗談ではなく気候も格段に変わっております、また新型コロナウイルスも発生しております。うがい・手洗いの大切さを強く感じる今日でございます。</p> <p>本日は皆さんのお力添えをいただきまして、会が運営できますように願っております。よろしくお願ひいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定によりまして、これより岩内会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは今日の議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>本日の自立支援協議会ですが、皆さんもご存じの通り新型コロナウイルスの第7波が急拡大している事もありますので、議事の終了時刻を午後3時30分を目処に進めたいと思います。議事のスムーズな進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、初めに本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(配布資料の説明)</p> <p>なお、本日、小林委員より要望事項があげられております。次第のその他(4)において議題としておりますので、小林委員におかれましても要望に係るご発言はこちらでお願いいたします。</p> <p>また、今年度新しく委員になりました方については、別冊で南丹市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の今期分と前期分の2部を置かせていただいておりますのでご確認をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、説明事項(1)障害者施策に関する連携体制フロー図について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。(1)障がい者施策に関する連携体制フロー図について、ご説明をいたします。お手元の資料①をご覧ください。</p> <p>今年度は新しい委員の方が7名おられますので、全体を通して、より詳しい説明を心掛けたいと思っております。お時間を少しばかり長く頂戴することにはなりますがご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、自立支援協議会の連携体制としまして、図に示しておりますとおり、障害者基幹相談支援センター、障害者相談員、障がい者支援ネットワーク会議、障害者就労支援ネットワーク会議、当事者団体ネットワーク会議がございます。自立支援協議会はこれらのネットワークの中心に位置づけられているものでして、各種会議で議論され、あがってきた課題などをこの協議会へ提示いただき、委員のみなさまから、それぞれのお立場で、専門的なご意見を提示いただくことで問題解決につなげていた</p>

	<p>だく、そのようなイメージを持っていただければと思っております。</p> <p>各種会議の活動については、お手元の資料①-1にお示ししておりますのでご参考にご覧ください。各種会議はそれぞれ記載している内容で活動されておまして、ここでは様々な情報交換や、具体的なケースへの対応、そして、それぞれの分野における課題の共有がなされております。</p> <p>本日も後ほど、基幹相談支援センターの活動報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが、連携体制のご説明といたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局の説明に対してご質問やご意見はございますか。</p>
A委員	<p>フロー図の説明がありましたが、自立支援協議会のところに矢印が向かって、課題の提示等ということで課題をネットワーク会議から提示していくという役割があると思います。私も所属している当事者団体のネットワーク会議ですがここ3年は開かれていません。早急に今年度の会議を開いていただきたい。この会議は、意味があって設置しておられるものだと思います。今年1月に予定されていたんですが、コロナの影響で中止になりました。課題提示の機会が当事者として出来ない状態ですので、次回開催予定を早急に決めていただきたいと思います。</p>
会長	<p>今コロナもありまして、制約・制限がある中で少しでも意見が頂けるような会議にしたいと思っておりますので、事務局の方でもお願いいたします。</p> <p>他にございますか。ないようですので、続いて説明事項(2)－1令和3年度の事業報告についての①南丹市障害者計画の進捗状況について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。説明事項の(2)令和3年度の事業報告についての、①「南丹市障害者計画の進捗状況」について、ご説明させていただきます。お手元の資料②「南丹市障害者計画の進捗管理について」をご覧ください。</p> <p>南丹市障害者計画とは、障害者基本法に基づくもので、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めたものであり、南丹市では「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市」を基本理念とし、各種の障害者施策を進めております。6ページ目までめくっていただきますと、計画の基本目標が1から6まで示されており、右側には各目標を達成するための基本施策が示されております。この基本施策の詳細がお手元の資料②-1にあるのですが、ご覧いただけるでしょうか。左上に南丹市障害者計画(平成30年度から35年度)施策シートと書かれてある資料になります。先ほど申し上げました6つの基本目標が左から2列目に示されており、その隣に事業項目がありますが、これが基本施策の詳細事業となります。市役所内の各担当部署で事業内容を検証し、毎年取り組み状況について確認し、評価については3段階に分けて報告を受けております。1.計画通りに実施した、2.一部、実施した、3.実施していない、これら3段階に分けて報告されたものが右の列の令和3年度実施状況、そして令和3年度取り組み状況として報告されております。このように、障害者施策は障害担当部署だけではなく、市役所全体で取り組んでいるこ</p>

	<p>とを申し添えさせていただきます。</p> <p>資料②にお戻りいただきまして、7ページをご覧ください。一番下に示しております表で、令和2年度と令和3年度の達成状況をご確認いただけるようになっております。全体で69項目ある施策の中で、令和3年度は52項目が計画通りに実施した、となっております。また、一部実施したは11項目、実施していないが6項目となりました。</p> <p>令和3年度は、引き続きコロナ禍での取り組みとなりましたが、研修会や各関係機関との連携などはコロナ禍でも実施可能なスタイルを工夫することで充実を図ることができました。達成率は基本目標1と5が上昇し、その他は横這いとなっております。しかしながら、基本目標5については依然達成率が低い状況であり、ハード面における環境整備の難しさが伺えます。以上、障害者計画進捗状況の報告とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局の説明に対してご意見ご質問はありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、続いて説明事項(2)令和3年度の事業報告についての南丹市障害者基幹相談支援センター活動報告について説明をお願いします。</p>
<p>基幹相談支援センター</p>	<p>失礼します。基幹相談支援センターの相談員の青山と申します。私の方から昨年度の基幹相談の動きなどをご説明させていただきます。お手元の資料③をご覧ください。</p> <p>まず、職員体制です。令和3年度は3名体制でしたが、今年度からは1名減の2名体制で基幹相談支援センターを動かしています。昨年度の相談支援について、それぞれ件数を報告させていただきます。相談受付数は、新規相談受付で成人の方が33名、児童の方が12名で前年度より実数としては若干減少しておりました。</p> <p>対応させて頂きました障害種別件数については、資料のとおりです。相談いただいた経路についてですが、昨年度からの変化としては、相談支援者からの相談が、児・者と合わせて11件、地域包括支援センターなど高齢分野からの相談が5件と昨年度より増えています。内容については、相談支援者から基幹相談に相談いただいたのは、相談支援事業所の体制が地域的にも1名配置である事業所もありまして、事業所内での相談やケース検討がしにくい状況があると考えています。</p> <p>高齢分野から相談を頂いた場合は、よく世間でも言われている8050問題など、高齢者ケースで障がいを持っておられる方について、障害分野からの助言を求められるケースや高齢世帯におられる障がいを持っている子どもやご家族についてのご相談などをいただいています。これらを考えますと、今までよりも更に家庭内や地域での課題が複雑に絡んでいるのかなという印象を持っております。</p> <p>続きまして、表の転帰ですが、単発で終結したものもございます。一方で、継続的な支援が必要と判断して、今年度も引き続き基幹で関わっているケースが27件となっております。継続支援についてですが、引き続き支援を継続しているケースや子どもから成人へ移行された方、他の機関への引継ぎや一旦終結したが再度継続支援に繋</p>

がった方など、年度末時点で次年度への継続支援の引継ぎ件数は58件、ケースの個別検討や必要な他機関への引継ぎなどにより基幹として終結したケースは49件ありました。

資料裏面をご覧ください。権利擁護に関してですが、虐待防止に関わって相談受付をしたのが5件、うち虐待と認定されたケースが2件、終結の件数が2件、今年度への継続は1件となっております。

成年後見制度に関して相談をいただいた件数は6件、相談頂く中で成年後見制度についてのご説明を行い、ご本人・ご家族の意向を確認し、必要に応じて社会福祉協議会さんや成年後見センターなどの専門機関への連携を行っております。

続いて、会議・研修会などの実施についてです。南丹市の委託を受けている相談支援事業所と南丹市にある相談支援事業所、行政機関を含めたメンバーで2か月に1回相談支援事業所会議を実施しております。先ほど申し上げたように相談支援専門員の配置が1名の事業所もありますので、相談員としては1人でケースに向き合うことが多く、1人職場では相談などもなかなかしにくい環境かと思われれます。相談支援事業所や相談員同士が気軽に相談・連携できる横のつながりを作って地域を作っていくこと、個別のケースを通して地域課題に目を向けること、研修などを通してスキルアップを目指すことなどを目的として開催しております。例えば多頭飼育課題について、相談支援事業所ケースより地域課題として抽出して会議等も行っております。そのような地域課題を抽出して、いろいろな機関で課題の確認やアンケート調査を実施し、地域課題としてネットワークづくりなどを進めているところです。

続いて、障害支援ネットワーク会議についてです。障害福祉関係者、行政、保健師や介護分野の包括支援センターのメンバーなどで旧4町ごとに2か月に1回会議を実施しております。昨年度の緊急事態宣言発令中には開催を中止した場面もありましたが、それぞれの地域で他職種・他機関が会議を行う事で、個別ケースから見えてくる地域を把握し、課題に対して連携が出来る体制づくりを行っています。

その他、圏域の取組みへの参加、関係機関との連携会議の実施・参加、講習依頼を受けて研修会の実施もさせていただきました。

最後になりますが、進路相談関係です。主に支援学校の生徒さんの進路・卒業についてご相談をいただき、学校に在籍している生徒さんについての進路相談は2校6回で計8名でした。中には一般校からの進路についての相談を受けたケースもあります。地域生活相談として家庭支援総合センターでの会議に1回参加しております。

お手元の資料についての説明は以上です。相談支援の立場から少しお話をさせていただきます。最近コロナや戦争や経済不安など社会的にとっても不安になるニュースが多くて明るい話題が少ない、あるいは印象に残らない社会状況にあると感じております。また、相談支援事業が開始されて10年になりますが、当初から関わっている方々やご家族さんも10年が経つとライフステージの変化もあって問題が複雑・多岐にわたるようになってきたという印象を持っています。そのため1つの機関や1つの分野だけでなく、多くの専門機関や多職種の連携など、より支援が求められている世の中になっていると思っております。

	<p>ニュースでも言われていた 8050 問題ですが、高齢の方でコロナも影響しているのか認知症を発症される方が増えているという事でした。今までは人との関わりを求められる社会でしたが、今はなるべく人と接触しないことが 1、2 年前から求められています。そのような社会の中で、家庭の中で問題を抱え込んでいたり、外出の機会が減った、地域行事への参加や交流が減ってしまったというところで、支援が非常に届きにくくなっている可能性があると感じます。そんな時だからこそ、支援者同士が他職種間でお互いの顔が見られる環境を築いて、役割分担ができればスムーズな支援につながられるのかなと思っています。それも含めまして、いろいろな機関での連携や重層的な支援が求められてくると思っています。</p> <p>基幹相談支援センターの役割を考えるにあたり、先ほども申し上げましたようにコロナ以前は社会的な交流を大切にと言われてきた中で、今では交流の機会や他者との接触を減らすということが推奨されてきており、こうした社会変化の中で家庭での様々な課題が更にドメスティックになっていく可能性が高くなるのではと危惧しております。基幹相談支援センターとしましては、相談支援事業所の後方支援や伴走、場合によってはケースのテコ入れなども行い、全体を見て必要に応じて整理や具体的な介入を行っております。</p> <p>社会環境やライフステージの変化により課題も変化してきております。潜在的な課題も含めて将来像を描くことのできる相談員・相談機関・支援機関となるために必要なのはアセスメントです。まず家族さんや本人と話をし人物像を掴むというアセスメントを確実に行うことによって、何か問題が発生した時に素早く把握し、連携して支援ができるような多職種によるネットワークづくりを行っていくことが必要なことを改めて確認しております。</p> <p>また、個別ケースの対応だけでなくそこから見えてくる地域課題を検討して、必要な専門機関にアプローチしていく事が相談支援事業所や基幹相談支援センターの役割と思っています。今年度はまたこの観点に戻りまして、基礎からしっかりと動揺せずにドンと構えて対応できるようにしていきたいと思っています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今の基幹相談支援センターの説明に対してご意見ご質問はありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、続いて（3）令和 4 年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。説明事項の（3）令和 4 年度 障害者就労施設等からの物品等の調達方針について、ご説明いたします。資料④をご覧くださいでしょうか。この方針は、3 の適用範囲にありますように、市役所の調達に適用するもので、優先調達法に基づき、就労継続支援・生活介護事業所などに優先発注するよう定めたものです。裏面の 6 の調達目標で、今年度についても令和 3 年度の実績を 2% 上回ることを目標としております。各事業所によって実績額の増減は異なりますが、全体を通しては前年度より 3.1% 増の 7,199,302 円となりましたので、今年度の目標実績を 7,343,288 円と定めております。</p>

	<p>各就労施設での請負単価について、市役所の全職員が庁内システムで閲覧できるようになっており、地元企業への配慮をしながらも、簡易な事務作業等については各事業所に外注する仕組みを導入しており、今年度においても優先調達方針に沿って実施していきたいと思っております。</p> <p>なお、資料には掲載しておりませんが、優先調達の例としまして、物品であれば米寿記念品として、さをり織りのティッシュケースやペンケースを調達しております。役務では、印刷業務として、昨年度はプレミアム商品券や事務用の封筒の印刷をお願いしました。その他清掃業務としまして各種施設の清掃であったり、八木駅が新しくなりましたので、その清掃業務についても新たに請負していただいております。</p> <p>以上、優先調達方針についての説明とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局の説明に対してご意見ご質問はありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、続いて協議事項（１）障害者計画・第７期障害者福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にむけてのアンケート調査について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。協議事項の（１）障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定に向けてのアンケート調査について、ご説明させていただきます。資料⑤をご覧ください。</p> <p>先ほど事業報告で進捗状況をご説明しました障害者計画、そして障害福祉計画、障害児福祉計画の計画期間が令和５年度で満了となることから、今年度と来年度の２年間はこれらの計画を見直すための準備期間となります。</p> <p>１ページの下でお示ししている表で、これらの３つの計画を簡単にご説明しますと、障害者計画は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めたもの、隣の障害福祉計画と障害児福祉計画は、大人と児童の違いになりまして、先ほどの障害者計画の実施計画にあたるものになります。障害者の地域生活を支援するためのサービスの基盤を整備するために、障害福祉サービスなどの必要な量を見込んで、その見込み量をしっかりと提供できる体制を確保するよう定めたもので、３年ごとに見直しを行っております。次の２ページ目にめくっていただいて、下にそれぞれの計画期間を記載しております。今年度は令和４年度ですので、障害者計画については５年目、第６期障害福祉計画と第２期障害児福祉計画については２年目を迎えております。次期計画は令和６年度からとなりますので、今年度と来年度で見直しの準備をすることになるのですが、今年度は基礎調査となるアンケート調査を実施したいと思っております。</p> <p>次の３ページにスケジュールを示しております。上段が令和４年度、下段が令和５年度の予定となっております。それぞれの表の一番下に自立支援協議会という項目の行がございます。グレーの○がついている月は自立支援協議会を開催しまして、委員のみなさまにお集まりいただき、その都度ご報告させていただく内容にご意見をいただく月、という印になります。</p>

令和4年度はアンケート調査を実施するというので、9月には委託をする業者選定をしまして、10月と11月に関連資料やデータ収集を行い、アンケートの内容を検討いたします。案が作成できましたら、11月の自立支援協議会において、委員のみなさまにご意見を頂戴し、それらを反映したうえで、障がいのある対象者のみなさま、関係団体のみなさまに調査を実施いたします。返ってきましたアンケートの分析と調査結果をとりまとめしまして、3月の自立支援協議会において、みなさまにご報告し、課題について共有を図ったうえで、次期計画の方針について協議をいただきたい、そのように思っております。

令和5年度に入りましたら、計画の素案の作成に向けて進めていくこととなりますが、5月から障害者計画の各施策のシートについて、市役所の関係課でヒアリングを行います。それと同時並行して、障害福祉サービスの見込み量を出しながら計画の案を作成し、9月の自立支援協議会においてご報告いたしまして、委員のみなさまにご意見をいただきたいと思っております。そこで出たご意見を踏まえて素案を作成し、改めて12月の自立支援協議会でご報告いたしまして、素案としての最終調整を行わせていただきます。その案をもとに、翌年1月にパブリックコメントを行い、3月には計画全体案としての最終調整をさせていただき、3月末に業者より納品をいただく、そのようなスケジュールを予定しております。

続きまして、資料⑤-1「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査報告書」をご覧ください。これは前回のアンケート調査報告であります。1ページ目にめぐっていただきまして、調査の概要の3.回収状況にありますように、配布は1,000通行っております。今年度についても同じ1,000通を予定しております。対象者の抽出については、障害種別、年齢別、性別、地域別で人口に対するバランスをとったうえで無作為抽出する方法を予定しております。

今、ご覧いただいております資料は6ページまでが調査結果の概要となっておりますが、7ページ目までめぐっていただきますと、第3章アンケート調査結果とありまして、各設問の内容をご確認いただけます。

基本的な設問は今年度も取り入れたいと思っておりますが、国からの厳格な指定はありませんので、南丹市の地域性を踏まえた設問を設定することが可能です。次回11月に開催予定の自立支援協議会では、アンケート調査の設問についてお示しをしまして、委員のみなさまにご意見をいただく予定ではございますが、今の段階でこれは取り入れたほうがよい、というような内容がありましたら、先にお伺いできればと思っております。

ちなみに、前回のアンケート調査で新設しました設問は、医療的ケアに関する設問、そして発達障害に関する設問を新設し、設問数としては50項目にわたっております。

次々と進めて申し訳ありませんが、次の資料⑤-2は関係団体向けのアンケート調査票になり、その次の資料⑤-3はその調査結果の概括となっております。関係団体からの意見も次期計画策定における貴重な基礎資料となりますので、こちらのアンケートの設問についても、ご意見がありましたらよろしく願いいたします。

	以上、協議事項のご説明といたします。
会長	ありがとうございます。事務局の説明に対してご意見ご質問はありますか。
A委員	この資料で直接ではないんですが、スケジュールの中の協議会の開催について、今年度はあと11月と3月、来年度は9月、12月、3月となっています。それぞれ2回・3回となっています。この協議会の開催はあくまでも計画を策定するのに必要な分だと思いますので、必ずしも協議会の開催はこの回数に限定はされないということですよ。
事務局	ご意見ありがとうございます。一応予定としまして、来年度は3回と資料にはありますが、計画素案の作成という大事な年度でもありますので、開催の前倒しや追加開催なども検討しておりますので、この資料では3回となっておりますが変わる可能性はございます。
会長	ありがとうございます。また必要に応じて招集をお願いしたいと思います。他にご意見ご質問はありますか。 特にないようですので、続いてその他の(1)～(3)について事務局から説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。その他事項(1)から(3)について、ご説明させていただきます。 共同受注窓口について、「つむぐ」のパンフレットをご覧ください。市内の就労支援事業所同士の協議の場を目的に、就労支援ネットワーク会議を設立しており、現在12の事業所が参加をされています。 この会議において、工賃アップや就労の場の確保に向けたひとつの手段として、共同受注窓口を開設し、このパンフレットを作成しております。この会議の事務局は、京都太陽の園に業務委託しておりまして、事務局を中心にパンフレットを活用しながら広報啓発に努めていただいております。そして、この就労支援ネットワーク会議により、就労支援分野の事業所が課題を共有しながら協議できる場が整っており、事業所間の連携で営業面の効率化や市場ニーズの共有が可能となっており、販路拡大にも活かせる土台ができていると考えております。 また、共同受注窓口の開設により発注先がわからないといった消費者や、ひとつの事業所では対応できない大口受注を逃さない仕組みとなっております。委員のみなさまにもぜひご利用いただくとともに、お知り合いの方にも広めていただくなど、この取組へのご協力をお願いいたします。 続きまして、水色の冊子、障がい者福祉のあんない版をご覧ください。 この冊子は、制度をわかりやすく周知するため、窓口での案内や相談支援業務に活用しております。各種制度や事業所の情報などが一望できますので、施策検証に活用することも想定し、自立支援協議会の監修を経て平成28年度より毎年作成をしてお

	<p>ります。</p> <p>冊子については、制度改正等に応じて今後も毎年度、更新する予定であり、大幅な修正があった場合は協議会の監修を経て更新し、軽微な修正は社会福祉課で更新をいたします。いずれの場合でも、委員のみなさまには新しい冊子を配布いたしますので、今年度においてもお目通しをいただき、お気づきの点があればご意見をお願いいたします。</p> <p>次に、だいたい色の冊子、当事者団体加入のすすめをご覧いただけるでしょうか。</p> <p>表紙をめくっていただいて、「はじめに」の6行目で記載をしておりますが、「同じ悩みをもつ方同士がお互いにわかちあい、学びあい、支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる」といった趣旨で、次のページの目次にある6団体の皆様と作成をしております。</p> <p>各団体の趣旨と主な活動、対象者、加入手続き、会費、連絡窓口を記載しており、これも毎年更新をしております。委員の皆様にも当事者団体への加入促進にご協力をお願いいたしますよう願いたします。</p> <p>以上、その他（1）から（3）のご説明といたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今の事務局の説明に対してご意見ご質問はありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、続いてその他の（4）小林義博委員のご要望等について、市における成年後見体制について、制度の概要を福祉相談課の橋本課長に説明をお願いいたします。</p>
<p>福祉相談課</p>	<p>福祉相談課の橋本と申します。成年後見制度について、ご説明いたします。福祉相談課において、南丹市権利擁護成年後見センターを開設しており、私と担当者の中西課長補佐で伺わせていただいております。</p> <p>本日は小林義博委員から成年後見に関するご質問を頂いているということで、自立支援協議会の委員の皆様にも南丹市の成年後見に関する取組状況についてご説明する良い機会と考えまして、少しお時間をいただきまして説明させていただききたいと思っております。今お手元にチラシをお配りしましたが、これはまた見ていただけたらと思います。</p> <p>自立支援協議会の委員の皆さんは、成年後見制度という言葉は既にご存じかと思いますが、成年後見制度とは判断能力が十分でないために財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれることのないように、法律面や生活面で支援をする身近な仕組みです。介護保険制度が導入されたのと同様、平成12年に創設された制度ですが、介護保険制度ほど十分に市民の皆さんや支援者の皆さんに浸透していないのが現状ではないかと思っております。そのような中で、南丹市では成年後見制度を推進するための体制整備について検討を始め、平成28年、29年には2年間かけて市民後見人養成講座を開催し、市民後見人となる人材の育成を行いました。</p> <p>しかし、この市民後見人が裁判所から後見人として受任し、活動するためには市民後見人を支える体制が整っていないといけないということで、その体制をどのように</p>

	<p>作っていくかという協議を継続して行ってきました。そして令和2年4月、福祉相談課の中に南丹市権利擁護成年後見センターを設置し、南丹市において成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担うこととなりました。このセンターでは、専門職として社会福祉士を雇用し、日々の相談支援に対応しております。また、センターの運営につきましては、南丹市権利擁護成年後見センター運営委員会において協議しながら進めております。運営委員会には弁護士、司法書士、社会福祉士、京都中部総合医療センター、社協から委員になっていただいております。また、オブザーバーとして京都府や京都府社協、裁判所にも入っていただき、専門的な見地からご意見をいただくなど、大変ありがたく心強い体制となっております。</p> <p>これまで相談支援体制の整備や制度の周知にも取り組み、弁護士と司法書士による専門相談を毎月開催するなど、徐々にセンター機能の充実を図っているところです。また市民後見人支援体制についても検討を重ね、令和3年度初旬には市民後見人が活動できる環境を整えることができました。</p> <p>小林義博委員のご質問にありますように、市民後見人養成講座を開催して以来、5年目にして南丹市で初めての市民後見人が今年度に2名誕生しました。また現在南丹市市民後見人候補者名簿に登録されている方は現在12名おられますが、皆さんフォローアップ研修や自主勉強会など意欲的に学習を続けて頂いており、随時市民後見人に適する案件がありましたら候補者として推薦していくこととなります。この市民後見人に適する案件ですが、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職後見人と異なり、一般市民が後見活動をすることとなりますので、安全に活動できる見込みのある案件である必要があります。つまり、親族間紛争や虐待などの紛争性のリスクがないことや、被後見人となる方の精神状態や生活環境が長期的に安定している、また不動産の管理・処分が困難な事情がない、管理財産が高額でなく長期的な変動がないことなど、市民後見人に適するかどうか判断した上でセンターから候補者を推薦します。</p> <p>このように、市民後見人に適する案件があるかどうか、またセンターに対して、裁判所や専門職後見人から市民後見人候補者の推薦依頼があるかどうかということは、成年後見センターではコントロールできるものではありませんし、小林委員がおっしゃるような時期的な目標というのは申し上げることができません。センターにおいて、これから真摯に取り組んでいかなければならないことは市民後見人への支援をしっかりと行うことであって、その実績を見ていただくことで裁判所や専門職後見人から信頼を得て、推薦依頼が増えることを期待しております。</p> <p>また、市民後見人誕生のお知らせについては時期を見て様々な方法で周知したいと考えておりますが、まずは広報なんたんの8・9月号に掲載予定で事務を進めております。小林委員からもありますが、新聞掲載については成年後見制度の認知度が低いという現状がありますので、市民後見人が誕生したという内容だけでなく、南丹市の成年後見制度の利用促進体制が様々な関係者の熱意や協力によって進んできているという状況も含めて記事にさせていただきたいと考えております。以上です。</p>
A委員	この資料の3番ですが、9月の広報に掲載するというところでよいでしょうか。併せ

	<p>て、一番最後ですが新聞の影響は大きいと思いますので、情報提供をしてほしいと思いますがどうでしょうか。</p>
福祉相談課	<p>今現在用意していますのが広報なんたんの8・9月号で9月9日に発行となっております。新聞掲載につきましてもしていく予定ですが、できるだけ皆さんに関心を持って見ていただけるような形にしていきたいと思っております。そちらは、しばらくお待ちいただきたいと思っております。</p>
A委員	<p>新聞掲載が遅れるとニュースの重要性や注目度が薄れるので、なるべく早めをお願いしたいと思います。併せてですが、私はこの協議会の中で成年後見の話をこれだけ市にさせていただいて非常に嬉しく思います。私も事前をお願いをしてよかったと思っています。</p> <p>委員の方に知っておいて欲しいのは、南丹市は地域福祉計画を作っています。その次期計画を今年度策定されており、併せて、南丹市としての成年後見制度利用促進計画を作るということになっております。一方、出席されています社協さんの方では、法人後見として社協という法人が後見人になる、その中で市民が活動するという体制を作っていますけども、差し支えなければ社協さんの方から制度についての説明をお願いできますでしょうか。</p>
B委員	<p>法人後見の話が出ましたが、法人後見の中で市民が活動するというよりは、法人が後見人として後見していく制度かと思えます。私の方も担当ではないので詳細についてご説明はできないのですが、今年度ようやく1名が受任に向けて動いているという事は聞いております。</p> <p>ただ、法人後見にもメリット・デメリットはありますし、先ほど課長からも市民後見での弱点というかデメリットの話がありました。法人後見も社協の中で専門職がいろいろいますので、いろいろなケースに対応できるというメリットはあるんですが、細やかな支援を求められると届きにくい部分があるのかなと思います。そういった今後の効果や課題を整理していき、この制度や法人後見の方も充実させ、こういった制度があるということを広く市民にPRしていく取組みは進めていかないといけないのかなと思っております。</p>
A委員	<p>担当でないので詳しくは分からないということでしたが、市社協が1件法人後見を受任したとして、社協の成年後見活動の中での市民との関わりですが、社協は要綱の中で法人後見支援員という、実際に活動・見守りをする人がおります。私もその1人です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今までの成年後見制度についてですが、南丹市の方でも相談体制を整備されていますし、社協さんの方でもこれから広報していくという流れで市民の方にもこれから取組みを伝えていくというような段階かと思えます。何よりも、後見制度を利用されるご本人が必要とする支援を見極めるのが大事かと思えますし、ケースに合わせて進めていってほしいと思えます。</p>

	<p>他にご意見ご質問はありますでしょうか。</p> <p>なければ続いて(4)小林義博委員からのご要望について計画相談支援サービスについて、小林委員よりお願いします。</p>
小林委員	<p>先ほど基幹相談支援センターから課題も含めて出ていた件ですが、この計画相談支援サービスの内容は介護保険で言えば障害のケアマネージャーに近いものです。内容は、サービスの利用計画の作成と利用サービスの見直しとありますけども、現状としてニーズに対応できているんでしょうか。不十分と感じているならばどのような対応を考えておられますか。</p> <p>事業所側からの意見もあるかと思えますし、それも踏まえた検討や計画をお願いしたいと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。南丹市における計画相談支援について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、市の方から回答させていただきます。利用計画・モニタリングについてですが、全国的には相談員の人手不足が課題になっておりますが、南丹市内の相談事業所についてはモニタリングは実施できていると考えております。モニタリング結果の提出をしていただいて、市が支給を決定するという形で支援できていると思います。</p> <p>相談支援事業所の意見についてですが、そちらも定期的に、今年度であれば2か月に1回南丹市の相談支援事業所会議の定期的な開催を考えておりますし、ネットワーク会議は南丹市障がい者支援ネットワーク会議がありますので、そちらでも障がい者への支援に関することや福祉サービスに関することを議題として、2か月に1回程度旧町単位で開催しております。そちらにも相談支援事業所や福祉事業者が参加しておりますので、その中で課題や議論をしていただいて意見をいただいています。先ほど基幹相談支援センターから報告がありましたが、横の連携が大事ということで、その辺りも注意しながら課題解決に向けて活動しております。</p>
A委員	<p>私はニーズに答えられていないのではないかと個人として思っていますので、私自身も当事者なんですけど、3年間ほどモニタリングや計画もありませんでした。障害者相談員もしているんですけど、事業所によっては新規も含めた相談が受けられないというところもありました。</p> <p>これでも対応できているんでしょうか。本年度は、南丹市との契約ができなかったという事業所もありましたが。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今のA委員のご質問に対して、基幹相談支援センターの方から何かありますか。</p>
基幹相談支援センター	<p>1相談支援事業所の1相談支援専門員として、基幹相談支援センターの相談員として、という2重の立場があるので、どうぞ説明させていただいたらよいかと思っています。</p>

	<p>まず、相談支援事業所の実情としましては、先ほどから申し上げているとおり、非常に課題が複雑になってきています。相談支援事業がスタートした時は、利用しているサービスに後付けする形で、まず継続させるということで事業がスタートした印象です。それから10年経ちますと、本人も家族さんもライフステージの変化がありまして、子供さんが成人されて就労に向けて動いておられたり、親御さんが病気になられて家族環境が変わったというケースも多く見られるようになりました。その中で、相談員さんに掛かる期待が重くなってきているように思います。10年前はサービス基盤を整えるだけだったところから、将来的な部分や不足しているところまで細やかに配慮しながら相談支援に当たっています。また、1相談員だけではなく解決できない問題が多く出てきておりまして、重層的な支援として関係していただく機関が増えるほどに、その調整も相談員任せになって、より業務が増えてきています。期待が高まっている分責任も重くなり、より相談支援事業所の業務が増えてきています。</p> <p>基幹相談としましては、相談支援事業所の実情も私自身よくわかっております。ただ、求められるところには、必要な部分は必要な部分としてスキルアップを目指していかないといけないと思っております。小林委員が言われているニーズですが、私たちが考えるニーズは本人さんのニーズ、ご家族のニーズの整理をしていかないといけない。それを把握するためには本人や家族や環境のアセスメントを取ることが必要になりますので、基礎に立ち返って意思決定支援等も含めまして、まず足元固めをということで研修等も行っております。</p>
C委員	<p>計画相談の件ですけれども、私が所属しているセンターでも計画相談させていただいています。センターでも障害者の就業支援やホームヘルプ等を総合的にやっているのですが、件数も増えてきていてまたケースの背景も複雑化しているということで、相談員が抱える重さも増してきています。管理者として、日々スタッフのストレスもピークに達しているのではないかと常に心配しながら運営しております。</p> <p>亀岡の方でも同じく相談員が不足していて、新規ケースを受けきれない状況にあります。相談支援部会として定期的に会合を開いていますが、行政の方にも協力体制のお願いはしているんですが、事業所の工夫で何とかできるのではないかと。事業所間での調整をするような形もとっております。行政も大変な状況ですので、基盤部分からの工夫が必要だと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事業所の方から現状もお伝えいただきましたが、課題としては、ケースごとに異なる課題があると思います。なかなか人材的にも揃っていないところがありますので、それを基幹相談を中心に連携を取っていただいて、相談支援も着実に進むような横のつながりを考えていただければと思います。</p>
A委員	<p>そういう事に関わっている皆さんや利用者に申し訳ないですが、私は当事者ですので、相談支援員さんは一番身近で一番頼りになる人だと思っています。私も相談員活動の中で相談があり、何か悩みがあった時はまず相談員に相談してみたと返してい</p>

	<p>ますし、実際に携わっている方ができるように。そのしんどさを市の方にも分かって欲しいですし、相談員としてそういう方を応援する立場でもあります。</p> <p>最後に一言だけ、特に会長にお願いしたいんですが、この協議会の使命や役割として3点あると思っています。第1に先ほども基幹相談支援センターが課題を出されていたように、委員がそれぞれの立場で課題を出し合うこと、第2に出された課題に対して解決のための意見を出し合うこと、第3に解決・改善に向けた行動をすることだと思っています。この協議会では今まで行動ができていたかどうか、協議会の行動は提言だと思っています。</p> <p>来年度までの2年間、要所所で市や社協も含めた公的機関に書面で提言していくという活動ができるようお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。これからの2年については、障害者計画の策定に向けての動きも取っていかねばなりません。小林委員がおっしゃったように、検討の場というところで自立支援協議会の運営をしていかなければならない部分もあると思います。また、事務局の方と相談しながら、どういう進め方が適切かと考えていきたいと思っていますので、その時には皆様のご協力をお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどA委員の方から南丹市の相談事業所の契約ができなかったというお話について、地域生活支援事業という国のサービスとは別の、障害福祉サービスの方にあります一般相談という、受給者証を持つサービスに繋がる以前の入口の相談を受ける事業をしております。正式には障害者相談支援事業といいますが、その事業に関しまして、南丹市の方に相談支援に特に関わって下さっている事業所の方に年度で契約をし、事業を受託していただいています。</p> <p>今年度は、相談支援事業所の相談員さんの退職等によって人数が激減していることと、南丹市内の相談支援事業所も相談員の確保が困難ということで、やむを得ず今年度休止という事業所も出ている状況です。このような中で、障害福祉サービスを利用される方のサービス利用計画の作成や、モニタリング等の計画相談支援と障害者相談支援事業を兼務で実施していただく事が相談支援事業所の業務に支障をきたす事が懸念されるため、今年度は障害者相談支援事業の委託先が7ヵ所から4か所に減っています。減った分で障がい者の方の相談の入口については基幹相談支援センターを中心に南丹市役所でも電話相談に対応するようにし、十分ではないかもしれませんが皆さんの相談には応えていきたいということと、地域の方では地域の相談員さんであったり地域活動支援センターという障がいの方の居場所と相談ということで、活動の場を設けたりと小さな相談をできるだけ受けていただいて、また市役所や基幹相談であったり適宜事業所の方に繋げていただきたいということで、ネットワーク会議等を通してご協力いただいている状況です。</p> <p>かなり厳しい状態ですが、できるだけ相談できなかったということがないように、維持しているということでご報告させていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。南丹市だけでなく圏域も含めて相談支援事業が円滑に進むように、また協力体制を整えていただきたいと思います。よろしく願います。</p> <p>他にご意見ご質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様には、慎重な審議をいただきありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>岩内会長には円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして中井副会長よりご挨拶いただきたいと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>失礼いたします。今日は酷暑という日にも関わらず事務局のご配慮をいただきまして快適に会議が出来ましたこと、まずもって嬉しくありがたく存じます。ありがとうございました。活発な意見が出ていますし、今後もまた引き続き継続してやっていただけたら嬉しく思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>コロナという大変なものが出てきておりますが、手洗い・うがいの励行もしていただきまして、健康には十分に配慮いただきまして楽しい生活・人生を送っていきたいと考えています。課題解決に向けて、皆さんよろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会させていただきます。次回の開催は、11月を予定しております。また皆様にはあらためてご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日はお忙しい中、ありがとうございました。</p>